

令和 8 年度 松山市立旭中学校部活動の方針

松山市立旭中学校

1 活動目標

スポーツや文化、科学等に親しむ活動を通して、生徒一人一人の自主的、自発的な活動を促し、リーダー的な資質能力を育成するとともに、協調性や責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成に努める。

2 活動規則

(1) 部活動規則

- ① ルールを守り、礼儀を身に付け、感謝の心と態度で取り組もう。
- ② 完全下校の時間を守り、立ち話や寄り道をせずに、早く安全に家に帰ろう。
- ③ 部室の整理整頓・練習場の環境整備に努めよう。(戸締まりや施錠徹底、含トイレ等)
- ④ 部室内への飲食物・不要物の持ち込みをしない。
- ⑤ 登下校時は決められた服装で、旭中生らしく身なりを正そう。

(2) 練習中の留意事項

- ① けじめある部活動を行いましょう。
- ② 自分を鍛え、仲間を作りましょう。

3 設置する部活動及び休養日（予定）

<運動部>

市総体（6月）・県総体（7月）・四国総体（8月）・市新人大会（10月）・県新人大会（11月）

部活動名	休養日	大会等の予定（総体・新人大会を除く） ●の大会は結果により、県大会等がある。
ソフトテニス部	水 又は 木 ・ 土日 (どちらか)	松山・中予地区春季大会（個人・団体）（5月） ●愛媛県中学生学年別ソフトテニス大会中予地区予選（7月） ライオンズカップ松山地区中学生ソフトテニス大会（8月） 松山・中予地区秋季大会（個人）（9月） ●中予地区中学校対抗ソフトテニス大会（10月） ●中予地区中学生選抜新人ソフトテニス大会（10月） 松山・中予地区秋季大会（団体）（11月） 松山市中学生インドア大会（12月） 松山市長旗争奪中学生ソフトテニス大会（個人・団体）（3月）
バスケットボール部	水 土日 (どちらか)	●U-15 夏季リーグ戦（8月） U-15 冬季リーグ戦（1・2月） 春季大会（3月）

<文化部>

部活動名	休養日	大会・コンクール・行事の予定
音楽部	平日 土日 各1日	●全日本吹奏楽コンクール愛媛県大会（8月） サマーコンサート（8月） 松山市連合音楽会（11月） ●全日本アンサンブルコンテスト中予地区大会（12月） ●全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト愛媛県大会（1月） 複数校合同スプリングコンサート（3月予定） ※その他、地域の祭や運動会等での訪問演奏あり
園芸部	水・土日	
囲碁部	火	愛媛こども囲碁大会（2月）

	木 土日	●文部科学大臣杯小中学校囲碁愛媛県大会個人戦（５月） 団体戦（６月） ●くらしき吉備真備杯愛媛県大会（１０月）
--	---------	---

＜休養日の考え方＞

成長期における生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下の基準を原則に休養日を設定する。

- (1) 学期中は、週当たり２日以上休養日設ける。（平日は少なくとも１日、週末は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に練習試合や大会参加等で休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

＜部活動を停止する日＞

- (1) 定時退勤日
- (2) 夏季休業中の学校閉庁日（８月１１日～１６日）
- (3) 試験期間（テスト１日目の１週間前からテスト終了前日まで）
 - ① 期末、学年末テスト → １週間前より活動停止
 - ② 診断テスト → 前日は原則として停止（テスト後授業がある場合は、放課後可）

4 活動時間

平日は２時間程度、休日は３時間程度とし、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うものとする。毎月の活動計画等は、HPにアップする。

※ 学校・地域行事・健康状態等で変更する場合がある。また、冬季の終了時刻は、日没を考慮して変更することもある。

＜平日＞

時 期	終了時刻	下校時刻
４月～９月第３週まで	１８：００	１８：１５
９月第４週～９月３０日	１７：４５	１８：００
１０月１日～市新人大会	１７：３０	１７：４５
市新人大会～旭エスタ	１７：００	１７：１５
旭エスタ～１月第３週まで		１６：４０
１月第４週～１月３１日	１６：４５	１７：００
２月１日～学年末テスト	１７：００	１７：１５
学年末テスト翌日～３月第２週	１７：１５	１７：３０
３月第３週～修業式	１７：３０	１７：４５
長期休業中		１６：３０

＜休日＞（練習試合や気温等を考慮し、変更する場合がある。）

時間帯	開始時刻	終了時刻
午前練習	８：３０	１１：３０
午後練習	１３：００	１６：００

5 留意事項

- (1) 学校の取組として体力づくり等を目的とした活動について
 - ① 生徒だけの活動は認めない。（顧問が必ず指導する）
- (2) 特別練習について（活動時間：平日３時間まで）
 - ① 中学校体育連盟の主催大会や文化部の連盟等の主催大会に限り、時間を延長して活動する場合は、早くても１か月前から、延長分を休養に振り替えることで実施可とする。
 - ② 校長の許可と保護者の承諾書を必要とする。